

学校法人後藤学園
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学園教職員が働きやすい環境をつくることによって、仕事と子育てを両立させることができ、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標 1 :

妊娠中や出産後の女性教職員の母性保護及び健康保持のために、教職員に対し制度の周知を図るとともに、情報提供や相談活動を行う。

<対策>

- ① 令和4年4月 各職場の管理職に対して制度の周知を図る
- ② 令和5年4月 妊娠中や出産後の教職員に対して、職場ごとに管理職による面談を実施する。
- ③ 令和6年4月 男性教職員に育児休暇取得の啓発を管理職が行う。

目標 2 :

年次有給休暇の計画取得と積極的な取得を推奨する。

<対策>

- ① 令和4年4月から 各学期はじめ等（定期的）に各職場の管理職により年間
年休取得 5 日以上を周知する。
- ② 令和6年7月から 各職場で長期休業中の休暇計画を作成し、管理職から
連続休暇取得を促進する。